

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、たこ漁業について、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数等に関する制限措置を次のように定めた。

令和6年2月1日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置							許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
たこ漁業 (たこから釣り縄)	後志総合振興局管内沖合海域	石狩市と増毛町との界と最大高潮時海岸線との交点から297度10分の線以南、せたな町と島牧村との界から297度30分の線以北の海域のうち、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域とする。 ただし、たこ漁業を内容とする共同漁業権の漁場区域を除く。	毎年、4月1日から翌年3月31日まで	8隻以内	総トン数10トン未満	後志総合振興局管内に住所を有する者	令和6年2月1日から令和6年3月1日まで	1. この公告に係る許可の有効期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。 2. この公告に係る起業の認可の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。 3. この公告に係る申請書の提出先は、後志総合振興局産業振興部水産課とする。 4. この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、後志総合振興局長に報告しなければならない。 (2)海中に敷設する漁具の長さ、11,000メートル以内でなければならない。 (3)海中に敷設する漁具の各のしの高端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付けなければならない。 (4)夜間敷設する漁具には、浮標灯を付けなければならない。 (5)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。 (6)我が国領海及び排他的経済水域以外の海域に立ち入ってはならない。
たこ漁業 (たこばこ)	同上	同上	同上	5隻以内	同上	同上	同上	1. この公告に係る許可の有効期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。 2. この公告に係る起業の認可の有効期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。 3. この公告に係る申請書の提出先は、後志総合振興局産業振興部水産課とする。 4. この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、後志総合振興局長に報告しなければならない。 (2)海中に敷設するはこ数は、700個以内でなければならない。 (3)海中に敷設する漁具の各のしの高端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付けなければならない。 (4)夜間敷設する漁具には、浮標灯を付けなければならない。 (5)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。 (6)我が国領海及び排他的経済水域以外の海域に立ち入ってはならない。